

令和 6 年分 所得税申告 d b

～ 所得税申告 d b FAQ 事前準備編 ～

2025.1

日本ICS株式会社

令和 6 年分所得税申告 d b FAQ

所得税申告を始める前によくあるご質問をまとめました

Q1. 翌年更新で、予定納税額「金額を転記する」を選択して更新すると、定額減税額を加味した金額で転記されますか。

予定納税額に定額減税は加味されません。令和 6 年に翌年更新する場合は「金額をクリアする」を選択し、更新後に直接入力してください。

Q2. 予定納税の金額を確認できますか。

委任登録が税理士の承認まで完了していれば、税理士のメッセージボックスに申告のお知らせが届きます。（令和 7 年 1 月 20 日から令和 7 年 1 月 22 日の間に順次格納予定）今年から処理される方については、電子申告処理の国税の各種登録関係において、納税者で「委任登録（申告のお知らせ）」で登録をしてから、税理士で「委任関係の承認」を行ってください。

Q3. 翌年更新をすると、更新対象外「財務 d b より先行して所得税 d b を更新できません。」というメッセージが出てしまいました。

財務 d b マスターが作成されている場合は、財務 d b マスターの処理年より先行して更新することができません。財務 d b で翌期更新後、所得税 d b で翌年更新してください。

Q4. 令和 6 年対応プログラムバージョンアップ前に入力を始めても問題ないですか。

令和 6 年に翌年更新し、先行入力可能です。様式は令和 5 年分のままなので、出力や電子申告は令和 6 年対応プログラムバージョンアップをお待ちください。

バージョンアップ後に様式が変更されるので、入力された内容をご確認ください。特に定額減税に関連する項目など大きく変わる項目もありますのでご注意ください。

Q5. 顧問先の利用者識別番号はわかりますが、暗証番号がわかりません。電子申告できますか。

代理申告をされる場合、納税者の暗証番号が不明でも、電子申告は可能です。申告のお知らせは暗証番号がわからないと確認ができないのでご注意ください。暗証番号の再発行の手続きをする場合は、国税申告処理のメインメニューの「開始届 新規/変更」の「変更等」で届出を作成してください。「暗証番号等の再発行」を選択し届出を送信することで、後日郵送で納税者に仮暗証番号が通知されます。

Q6. 年末調整の AI-OCR のような読取機能はありますか。

所得税申告 d b では、令和 5 年から「寄附金控除」と「医療費控除」の AI-OCR に対応しています。さらに令和 6 年からは「保険料控除証明書」と「源泉徴収票」の読取にも対応します。

読取を行うためには、「1.所得税申告」を開き、画面の上部にある「基本情報」の「登録情報」から「証憑読取保存」を行うに設定した上で、申告書画面上部の「証憑読取」ボタンから読取を行うことができます。